



“持続可能な養老のまちづくり” 資源として再利用する(リサイクル)

家庭のごみの60%が食品や製品の容器や包装です。これらをリサイクルするために容器包装リサイクル法ができました。リサイクルにかかる費用は生産や販売している事業者が負担するため、自治体でのリサイクル費用はかかりません。

また、容器や包装などには資源として再利用できるように分別しやすいよう下記のマークが付いています。中身を使い切ってきたいし、分別して資源としてリサイクルしましょう。



スチール缶



アルミ缶



ペットボトル(キャップとラベルは



(※)

、ラベルは一部



のものもあります)



紙(お菓子の箱、包装紙)は雑紙として資源回収へ



ダンボール



紙パック(牛乳、ジュースなどのパック)



発泡スチロール、発泡トレイ

(※)

プラスチック製容器包装

→ 養老町の赤い収集袋に入れるもの
対象となるのはプラマークが目印です

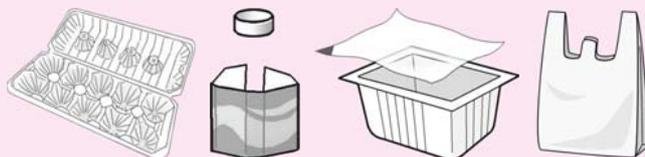


- ①商品が入っていた容器や包装
- ②商品のラベル など

中身を使い切ったプラマークが付いている
きれいにした容器や包装が対象です。
キャップは、各公民館、町役場に設置してある
ペットボトルキャップ回収BOXに出すことも可能です。

たとえば…

たまごパック、ペットボトルなどのラベル・キャップ、
豆腐パック、プラ袋類、ネット類 など



注意点(間違えやすいもの)

ビニール・プラスチック製品でも、ハンガー、学用品、バケツ、おもちゃ、食器など、燃やせるごみとして出すべきものもあります。

問題点

- ①平成29年度からプラスチック製容器包装の収集が開始しましたが、年々収集量が減っています。再利用(リサイクル)できるものを、燃やせるごみとして捨ててしまうことはもったいないことです。使い捨てから再利用へ意識を変えていきましょう。
- ②プラスチック製容器包装の中にプラマークのないプラスチック製品などが混入している場合があります。ルールを知って分別し、不適切なものを一緒に出さないようにしましょう。また、清掃センター(養老ドリームパーク)では、プラスチック製容器包装は手作業で分別されています。そのため、金属やガラスなどが混入していると大変危険です。

ご報告

5月27日(土)に開催した揖斐川流域クリーン大作戦では84人が参加し、ポイ捨てされたたばこの吸い殻やペットボトル、空き缶などを手分けして拾い、燃やせるごみが50kg、燃やせないごみが20kg回収されました。

☎ 生活と環境を考える会 32-2386
住民環境課 32-1104